

正 本

令和2年 第9回 吉川市教育委員会会議録

令和2年8月28日（金）

令和2年8月28日 第9回 吉川市教育委員会

吉川市教委告示第8号

令和2年第9回吉川市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和2年8月25日

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

日 時 令和2年8月28日（金）午後1時30分から

場 所 おあしすミーティングルーム4

#### 報告事項

- (1) 令和2年度要保護準要保護世帯の認定結果について

#### 協議事項

- (1) 令和2年度教育委員会の点検・評価実施事業の選定について

#### 付議案件

- (1) 学校歯科医の解任及び委嘱について
- (2) 吉川市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について
- (3) 吉川市立小中学校服務規程の一部を改正する規則について
- (4) 業務量の適切な管理等に関する規則
- (5) 学校における働き方改革基本方針（吉川市版）
- (6) 令和2年度吉川市一般会計補正予算（第5号）について
- (7) 令和元年度吉川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (8) その他

開会の日時	令和2年8月28日 午後1時30分
閉会の日時	令和2年8月28日 午後3時30分
会議開催の場所	おあしすミーティングルーム4
教育長	戸張 利恵
教育長職務代理者	中島 新太郎
<p>会議に出席した委員の氏名</p> <p>席順 1 戸張 利恵</p> <p>2 中島 新太郎</p> <p>3 小林 照男</p> <p>4 鈴木 真理</p> <p>5 荒井 一美</p>	
<p>会議に欠席した委員の氏名</p>	
<p>説明のため会議に出席した者の職・氏名</p> <p>副部長兼学校教育課長 馬場 重弘</p> <p>教育総務課長 石田 和親</p> <p>生涯学習課長 岩上 勉</p> <p>学校教育課学校支援担当主幹 兼少年センター所長 砂賀 正史</p>	
<p>会議に出席した事務局職員</p> <p>書記（教育総務課 管理担当副主幹） 安室 晴紀</p>	
<p>傍聴人 0人</p>	

令和2年第9回吉川市教育委員会会議 議事日程

日 程	議案等番号	内 容	提出者
日程第1	—	開会の宣告	教育長
日程第2	—	会議録の承認について	〃
日程第3	報告第9号	令和2年度要保護準要保護世帯の認定結果について	〃
日程第4	協議第1号	令和2年度教育委員会の点検・評価実施事業の選定について	〃
日程第5	第29号議案	学校歯科医の解任及び委嘱について	〃
日程第6	第30号議案	吉川市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について	〃
日程第7	第31号議案	吉川市立小中学校服務規程の一部を改正する規則について	〃
日程第8	第32号議案	業務量の適切な管理等に関する規則	〃
日程第9	第33号議案	学校における働き方改革基本方針（吉川市版）	〃
日程第10	第34号議案	令和2年度吉川市一般会計補正予算（第5号）について	〃
日程第11	第35号議案	令和元年度吉川市一般会計歳入歳出決算の認定について	〃
日程第12	—	その他	〃
		閉会の宣告	

会議の要点記録

◎開会の宣告（午後1時30分）

○戸張教育長 ただいまから令和2年第9回吉川市教育委員会会議を開会いたします。

◎日程第1、会議録の承認について

○戸張教育長 （議題の宣告）

○戸張教育長 （採決の宣告・採決）

採決の結果、会議録を承認することについて異議はなく、前回会議録は承認することに決定した。

◎日程第2、報告第9号「令和2年度要保護準要保護世帯の認定結果について」

○戸張教育長 （議題の宣告及び報告を求める発言）

○馬場副部長兼学校教育課長 報告第9号「令和2年度要保護準要保護世帯の認定結果について」報告します。今回の報告は、4月から7月受付分の審査が終了いたしましたので、その結果について報告するものです。はじめに、4月から7月の申請件数ですが、今年度は、378件の申請があり、前年度と比較すると、77件減となっております。申請数が減っている主な要因としては、平成30年度入学者から実施しております新入学学用品費の入学前支給の申請者が61件となっており、昨年度と比較しますと64件の減となっていることによるものです。

次に、審査結果につきましては、認定が312件、不認定が63件です。なお、所得の申告が済んでいない方や転入して間もないなど、書類提出を依頼している方につきましては、審査ができないため、3件の審査を保留としております。審査保留の方については、資料が整いしだい審査を行い、結果につきましては、教育委員会の会議で随時ご報告します。

○戸張教育長 （質疑及び意見を許可する発言）

○戸張教育長 （質疑及び意見なし）これで報告第9号を終わります。

◎日程第3、協議第1号「令和2年度教育委員会の点検・評価実施事業の選定について」

○戸張教育長 （議題の宣告及び説明を求める発言）

○馬場副部長兼学校教育課長 協議第1号、「令和2年度教育委員会の点検・評価実施事業の選定」について、説明します。教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法

律に基づき、毎年、その権限に属する事務の前年度の管理および執行の状況について、教育委員会および学識経験者による点検・評価を実施しております。今年度、点検・評価を行う事業について、事務局案として主要な10事業を選定したので、意見を伺いたく提出するものです。なお、昨年度からの変更点は1点です。教育総務課の2番目、営繕担当の昨年度選定事業である「中学校建設事業」を「学校施設整備事業（小学校）」に変更しています。詳細は担当より説明します。

○石田教育総務課長 説明します。令和元年度は吉川中学校の建設を行ったことから、点検・評価事業として相応しいと判断したが、令和2年度は「学校施設修繕事業（小学校）」が点検・評価事業として相応しいと判断したためです。よろしく申し上げます。

○戸張教育長 （質疑及び意見を許可する発言）

○小林委員 学識経験者の方とは どのような方をお願いするのでしょうか。

○石田教育総務課長 この件は昨年度も質問いただいております。意向は十分受け止めております。コロナ禍により現状では新たな方をお願いする検討が困難な状況です。

○中島教育長職務代理者 成果表の中の10項目からでよいですか。

○石田教育総務課長 主には事務事業の中から各課が選びました。教育総務課3事業、学校教育課3事業、生涯学習課4事業、全部で10事業を選びました。

○中島教育長職務代理者 この事業を提案して評価していただくのですね。紹介いただいた事業について委員会で報告いただくのですね。

○石田教育総務課長 その通りです。本日は協議という形で提出しました。この10事業を確認いただき、10月に点検評価をいただきます。その後、点検評価に向けて各課ごとに資料を作成して評価を受けます。最終的には12月の議会にて報告を義務付けられているので、その前に教育委員会へ諮ります。

○中島教育長職務代理者 意見ですが、私は成果表を全部読ませてもらいました。非常に内容の濃いしっかりとした取り組みがなされていると思いました。私は教育委員会はとても大事だと思っています。一つ一つきちんとやっているということを我々教育委員も確認をして行かないと。教育委員として責任のある仕事ですから点検ということについて我々自身も一つ一つ見ていきたいなと思います。それについて詳しく内容を知りたいなと思います。今日はこの10事業選定ということになっているので、成果表について一度教育委員の中で一つ一つ確認する必要があると思います。本日は総合教育会議がありますので話し合う時間はありませんが、是非一度、これについては教育委員5人で具体的な取り組みを話し合う時間をもっていただければと思います。

○戸張教育長 (採決の宣告・採決)

採決の結果、原案のとおり決定することに異議なし、協議第1号「令和2年度教育委員会の点検・評価実施事業の選定について」は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、第29号議案「学校歯科医の解任及び委嘱について」

○戸張教育長 (議題の宣告及び説明を求める発言)

○馬場副部長兼学校教育課長 第29号議案「学校歯科医の解任及び委嘱について」説明します。本案は、旭小学校及び中央中学校 学校歯科医の平井隆也歯科医師について、本人からの申し出により、令和2年7月31日をもって解任することにより、欠員となるため、令和2年8月1日付けで新たに中央中学校学校歯科医に戸張英男歯科医師及び旭小学校学校歯科医師に小野郁夫歯科医師を委嘱するため、案のとおり提出するものでございます。なお、既存の小中学校と合わせるため、任期は令和3年3月31日までとします。よろしく申し上げます。

○戸張教育長 (質疑及び意見を許可する発言)

○戸張教育長 (採決の宣告・採決)

ご異議なしと認めます。したがって、第29号議案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5、第30号議案「吉川市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について」

○戸張教育長 (議題の宣告及び説明を求める発言)

○馬場副部長兼学校教育課長 第30号議案「吉川市小中学校管理規則の一部を改正する規則」について説明します。この度、県の示す参考となる管理規則をもとに、吉川市小・中学校の管理規則を見直し、整備を行いました。この改定に従い、小中学校長と連携を密にし、職員への適切な周知を進めてまいります。

○中島教育長職務代理者 10ページ真ん中下第16条について、通学路の図面を提出することが消えていますが何か事情があるのですか。

○馬場副部長兼学校教育課長 明確な事情は確認できていませんが埼玉県が示した管理規則の中で明確に示されました。

○中島教育長職務代理者 現在も学校では通学路を指定して教育委員会へ提出していると思いますが。

○馬場副部長兼学校教育課長 通学路については教育委員会で全てを把握し、毎年同じ時期に提出をしていただいています。今回の美南小学校のように通学路の一部が変更になっ

ているような場合は、その都度変更があった際に提出をしていただいています。

○中島教育長職務代理者 提出をさせているのなら消しても大丈夫ですか。

○馬場副部長兼学校教育課長 東部教育事務所からも指導を受けてひな型に沿った形で進めさせていただいて、数年間改正されなかった部分についても大幅に改正をさせていただいた部分があります。今後も通学路については教育委員会で把握できるように資料の収集と蓄積に努めてまいります。

○戸張教育長 (質疑及び意見を許可する発言)

○戸張教育長 (採決の宣告・採決)

ご異議なしと認めます。したがって、第30号議案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6、第31号議案「吉川市立小中学校勤務規則の一部を改正する規則について」

○戸張教育長 (議題の宣告及び説明を求める発言)

○馬場副部長兼学校教育課長 第31号議案「吉川市小中学校職員勤務規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。吉川市ではICカードを活用し出退勤の管理を平成30年9月から試験導入し、平成31年4月から本格運用しているところです。そこで、出校時間及び退校時間を勤務管理システムにより記録するため規定を第8条に追加するため、この案を提案します。また、「職員が退職を願い出る場合の手続きの規定」について新たに追加するため、この案を提案します。さらに、その他規定の整備を行うものです。この改定に従い、小・中学校長と連携を密にし、職員への適切な周知を進めてまいります。

○中島教育長職務代理者 29ページの真ん中修学部分休業についてですが、職員が修学部分休業を取ることにについてですが、いわゆる大学院に通うということですか。

○馬場副部長兼学校教育課長 その通りです。大学院など就学を進めていく上での休業という形になります。

○戸張教育長 (質疑及び意見を許可する発言)

○戸張教育長 (採決の宣告・採決)

ご異議なしと認めます。したがって、第31号議案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7、第32号議案「業務量の適切な管理等に関する規則」

○戸張教育長 (議題の宣告及び説明を求める発言)



○馬場副部長兼学校教育課長 第32号議案「業務量の適切な管理等に関する規則」について説明します。本案は、令和2年1月17日、文部科学省初等中等教育局長 元文科初第1335号発出「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の告示等の対応について、吉川市小中学校管理規則とは別に新たに策定するものです。

この新たな規則は、第33号議案「学校における働き方改革基本方針（吉川市版）」とともに、小・中学校長と連携を密にし、職員への適切な周知を進めてまいります。また、教職員が児童生徒に向き合う時間を確保することで、質の高い教育活動の実践及び豊かな教職人生を送り、誇りと情熱ある教師の育成を目指してまいります。

○小林委員 71ページ括弧4の意味を教えてください。

○馬場副部長兼学校教育課長 資料作成の誤りです。45時間を超えて行う月数においてという形になります。訂正します。

○荒井委員 70ページの真ん中下、1ヶ月について45時間1年について365時間職員の業務量の適切な管理についてこの時間をどのような形で一人一人の職員が何時間仕事したかということをお知らせいただけますか。

○馬場副部長兼学校教育課長 教員の出勤をICカードで管理しています。自動的に出勤時間を記録します。各学校の始業時間と退勤時間はセットされているので自動的に超過勤務の時間を集計することができます。

○荒井委員 一人一人出るのですか。

○馬場副部長兼学校教育課長 一人一人です。毎月報告があり、45時間以内で帰れている職員、さらに80時間を超えている職員は面接指導の対象となりますので、面接指導が必要かどうかを毎月各学校より報告して頂いています。

○荒井委員 早くから来ている職員も多いと思いますが、それも記録しているということですか。

○馬場副部長兼学校教育課長 委員のおっしゃる通りです。

○中島教育長職務代理者 残業時間のカウントは記録していることは分かりますが、実際に勤務形態を見ると、教職員は例えば8時までずっと仕事をしているかと言うと、実際は休憩している時間もあるしずっと仕事しているとは限らない。10時に退勤したからといって残業したということではないのですか。

○馬場副部長兼学校教育課長 委員のおっしゃる通りです。改善しなければいけない点ではありますが、時間を目安にしながら勤務の状況について、仕事の総量を見直すきっかけとなればと思っています。仕事をしないで休憩している時間は可能な限り避けていきたい

と思っておりますので、それについては各学校において早く帰れる時は帰っていただくよう各学校に指導しております。

○荒井委員 勤務時間と休憩の関係がありますが、8時間を超えれば休憩時間は何分取らなければいけないとか管理規則にあったと思います。その時間を差し引いた時間が残業時間ということになるのですか。

○馬場副部長兼学校教育課長 その通りです。超過する勤務時間については学校長は命じないとなっております。本来の学校の休憩時間については計算式に組み込まれているので常に徐算されています。

○小林委員 休憩時間の問題は学校の先生が決まった時間にとることは難しい職業だと思います。労務上は休憩時間がないといけないという考え方だと思います。中島委員がおっしゃった残業時間にお茶を飲んでいることもあるよと現実にはあると思います。労務上の問題なので専門の方に聞いた方が良くと思いますが、勤務時間の拘束時間の考え方が勤務時間イコール拘束時間と考えてしまって職員が勘違いをしてしまうということがよくあり、勤務時間、拘束時間、休憩時間の関係を働く先生方にしっかり理解をしていただいて15分のお話時間を休憩時間とカウントすることがあるので、全体の拘束時間から休憩時間としてカウントしますよという風にすれば、先生方も休憩が取れている分、気持ち的には今休憩時間なので、ゆっくりコーヒーを飲んでいいんだということになると気持ちの精神衛生上も休憩が取れたなど、拘束時間が長くても休憩取れたなど思うことによって効果があると思いますので重要だと思います。職員の方には理解をしていただいて上手に規定を活用していただきたいと思います。

○鈴木委員 皆さんとは意見が逆ですが、決められた時間内に仕事が収まりきれない時に退勤したことにして、自分で調整して実際は自分の業務をしているということはありませんか。

○馬場副部長兼学校教育課長 当初は疑わしい方もおりましたが出退勤記録につきましてはこれから働き方改革を進める上で非常に重要な資料となりますので、そういうことがないようにということで各校へ指導をしております。例えば日曜日とか出勤したということについても報告をするということは指導しております。

○中島教育長職務代理者 カウントの仕方がポイントになってきますが、職員によっては退勤時間に家庭訪問に行く場合もあります。保護者の家によってそれから自宅に帰った。退勤時間は5時となりそういう場合も残業になると思います。そういう場合もきちんとカウントしていただきたい。

○馬場副部長兼学校教育課長 委員のおっしゃる通りでそういうパターンもあると思いま

す。その際には管理職の方でその時刻を訂正することができます。実際かかった時間を話すことにより訂正する措置を取らせて頂きます。

○荒井委員 今のような場合は管理職が訂正できるとして、時間外については割り振り変更が取れるものだと思いますが、それと時間外の時間との兼ね合いは。例えばこの目的は健康や福祉の確保ということですよ。本人の健康状態であるとかそういったことですよ。給与には反映しないけれども、時間を拘束しないために行うということですよ。その辺もちゃんと整理できているという認識でよろしいですか。

○馬場副部長兼学校教育課長 割り振り変更の部分についてはまずは優先的に使用していきます。先ほどの家庭訪問の場合については校長の命に基づいて行きますので割り振り変更記入をして進めていく形になると思います。割り振り変更を使ったかどうかということを入力できるようになっております。いつの割り振り変更なのか分かるようになっております。

○戸張教育長 (質疑及び意見を許可する発言)

○戸張教育長 (採決の宣告・採決)

ご異議なしと認めます。したがって、第32号議案は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第8、第33号議案「学校における働き方改革基本方針（吉川市版）」

○戸張教育長 (議題の宣告及び説明を求める発言)

○馬場副部長兼学校教育課長 第33号議案「学校における働き方改革基本方針(吉川市版)」について説明します。本案は、令和元年9月に埼玉県教育委員会「学校における働き方改革基本方針」をうけて、吉川市版を作成しました。市では平成30年9月よりICカードを活用し管理しているところです。また、校務支援システムの導入、市部活動ガイドラインの策定など、これまでも市独自の働き方改革を進めて参りましたが、今後も引き続き改善につとめるものです。この基本方針の策定に伴い、教職員の在校時間の把握を学校と連携して行い、教職員一人ひとりの意識の改善と学校の実態に応じた適切な改善を進めてまいります。

○中島教育長職務代理者 基本方針を出して頂いて教職員の負担軽減を図ることができるということで大変喜ばしいことでもあります。今、学校の教職員の働き方の中で色々な問題が出ている状況ですので意見だけ述べさせていただいてどのように考えているのかお話しただければよろしいですが、2月に文科省の研修会に行った時に分科会に出まして全国の教育委員の方等が大変な問題だと教職員が超過勤務でへとへとになっている。どこの都

道府県も同じことを言っていました。その中で一つは部活動の問題。部活動が教職員の勤務に対して時間を取っているという問題。教員が家庭に仕事を持って帰っている。丸つけや課題など家に持って帰っているのが現状です。子供と接する時間が取れない。具体的に  
出た話は給食時間は指導であってゆっくり食事をとることもできない。給食を取りながらテストの丸つけをしているそういった状況です。その中で一つ出たのは保護者の無理解がある。部活などで土日の部活動がないとなぜやってくれないのかと、もっと先生は指導してほしい、部活動に来てくれない、そういった保護者からのクレームからどうしても働かなくてはならないという事が出てきている。もう一つは教員を増やして授業の教員と学級担任の教員と分けるということ。学級担任は担任と道徳や学活などそういう仕事を中心にして、教科の教員は教科を中心にして分けてやらないと、今は先生方も学級担任をやって教科もやってオールラウンドに全部やっている。そういった問題は解決できないという話が出ていました。もう一つは午前中の担任と午後の担任。例えば1年1組の担任を午前中と1時ぐらいまでをA先生、11時ぐらいから帰りまでをB先生。複数担任をしなければ体が持たない。先生方の仕事量が減らないのではないか。先生方の負担軽減をするということでは何とかしてほしいと思います。

**○馬場副部長兼学校教育課長** すべて学校が抱えている問題だと思います。部活動についてはガイドラインを設定しましたのでガイドラインに沿って遵守して頂きたいと思います。コロナによって密を避けるような活動をしているところです。土曜日、日曜日に部活に来て2時間程度で終わっている状況です。今までやってきた部活動と今の部活動では変わってきています。コロナによって時間的に短くし工夫をしています。コロナがおさまるとまた戻ることも予想されますので、今が変革の時だと思っています。ガイドラインに沿って進めていきたいと思っています。

家庭に仕事を持って帰っている件ですが、可能な限りそれを無くすように校務支援システムを導入しました。今まで成績についても家に持って帰って処理をしていましたが、すべてシステムで入力できますので、学期末にまとめて入力するのではなく、こまめに入力してもらい時間を有効に使っていただくようお願いしています。

保護者の理解については今後働き方改革を進めていく上で欠かせないと思っています。今年度は夏期休業中の閉庁日を大幅に増やしました。閉庁日を設定しないと日直の先生は来ています。すると、先生方が土曜日授業の振替が取れないことから閉庁日を大幅に増やしました。閉庁日の期間は何かあったら教育委員会に連絡していただけるよう対応致しました。保護者には学校は誰もいないということを周知しました。今後もこのように進めていきたいと思っています。

教科担任等については小学校などでは部分的に行っている学校もあります。例えば6年生になると授業の準備などにも時間がかかりますので、他の学年の先生と入れ替わりながら進めていっているところはあります。しかし、大幅に分けるとなると人員が必要となってきますので難しいところでもあります。今年度についてはコロナの関係がありまして各学校に学習指導員が週20時間勤務で各学校に配置できるようになりました。こちらにつきましては積極的に申請を出させていただいて、満額の予算を県の方からいただき各学校に順次配置しております。教員資格がない方でもできますので、先生方が毎日している消毒作業などや丸つけ作業などをして頂いています。貴重な提言ありがとうございます。

**○荒井委員** 色々なことをして頂いているのがよくわかりました。最近のニュースで文科省が小学校5、6年生の教科担任制の導入と呼びかけていました。英語、理科、算数を教科担任制にとニュースに出ていました。英語などは特に必要なのではないかと思います。理科もそうですが5、6年生ということで英語理科は教科担任制になると先生方がどれだけ教材研究や負担が減ると思いました。導入を早めにしていただけたらと感じています。プログラミング教育も必修となりましたので教科担任制を吉川市でも早く導入していただきたいなど。教員は12時間以上学校に拘束され仕事をしてきました。寝ないで通知表をつけたという経験もあります。自分がそうだったからというのが当たり前ではなく改善すべきは改善すべきと思っています。教科担任制というのは目の付け所だと思っています。もう一点はコロナによるいじめや不登校が取り上げられていますが、そういう問題が起きますと担任に負担がかかってきます。何か手立てを講じていただけたらありがたいなと思います。

**○馬場副部長兼学校教育課長** 教科担任制はなかなか進まないところではありますが、今年度につきましては英語の加配を4名いただきましてその教員が各学校の英語を指導しております。5、6年生の外国語の負担は大幅に減っているところでもあります。理科などは準備が必要なので研究や検討が必要だと思っています。コロナでのいじめについては、現在は出ておりません。感染についても他市に比べて少ないのでそういった点ではまだ出ておりません。感染についての情報は個人情報ですので絶対に漏れないようにと学校の校長や先生方にこの件についてはかなり厳しく教育委員会としても繰り返し話をさせて頂いています。感染が不安で学校に行きたくないという児童生徒については現在もいます。中学生は自分で判断できるのでいませんが、小学生はおります。最近調査しましたが、学校再開6月から現在までそういったわけで学校に来ていない児童生徒は市内全体で二人です。感染が不安で行きたくないということはあるのですが、県の学力調査があるので投稿したという場合もあります。

○小林委員 中島委員の意見と似ておりますが、週休日の振替取りやすい職場環境の整備と保護者地域の理解と連携の推進は密接していると中島委員が言われていましたが、私もその通りだと思います。私学は週休1日制で土曜日も休みではありません。週休1日制で1年間回ると。参考になる部分が私学の取り組みにあったので申し上げますと、私学では土曜日先生が出勤しなくてはならないので平日に公休日をとると。月曜日から金曜日の平日に公休日をとると。参考になった部分が学校説明会や入学式やクラス懇談会などで保護者に説明をしていると。この先生は平日の毎週何曜日が休みですと。その日は担任ではない人間が対応しますと。児童生徒もあらかじめ知っているので、自分の担任は例えば火曜日はいないなどと予め理解しているので問題にならないと。振替休日を取りやすくするためにも積極的に地域との連携の中で、ホームページやリーフレットなどでいろんな機会を通じて周知すると今の保護者は理解できるので休みが取りやすくなると思います。参考になる取り組みとしてお知らせします。

○鈴木委員 中島委員と一緒に文科省の働き方改革の分科会に出させていただいた時に、閉庁日の話で放課後の受け皿の話教育委員会へしたところがありました。思ったよりスムーズに出来たと話を伺っています。閉庁日を長く取ったところではありますが、その間にコロナなどのことがあるのに大きな問題にはならなかったと思います。行政には負担となってしまうのですが、放課後の対応を教育委員会で一本化というのがあるのかなと思います。小林委員が言うように周知すればわかりやすいのかなと。先生がいるのかいないのか分からない状態で連絡するよりも教育委員会に電話をし、そこから繋いでもらった方が良いのかなと思います。

○戸張教育長 (質疑及び意見を許可する発言)

○戸張教育長 (採決の宣告・採決)

ご異議なしと認めます。したがって、第33号議案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9、第34号議案「令和2年度吉川市一般会計補正予算(第5号)について」

○戸張教育長 (議題の宣告及び説明を求める発言)

○馬場副部長兼学校教育課長 第34号議案「令和2年度吉川市一般会計補正予算(第5号)について」説明します。本案は、9月定例議会に市長から提案される補正予算案のうち、教育に関する事務に係る部分について提案するものです。歳入予算は、2019万3千円を減額し、教育費の歳入予算の総額を8億8348万2千円とし、歳出予算は、6972万9千円を増額し、教育費の歳出予算の総額を27億4918万5千円とするもので

す。なお、詳細は各担当課長から説明します。

**○馬場副部長兼学校教育課長** 引き続き学校教育課分を説明します。4ページ、5ページになります。教育指導費の中で外国語教育推進事業については減額となっております。教育指導推進事業は職員の手当ですが、現在学校教育課で勤務しております市の職員が9月で産休に入ります。その代わりに職員の報酬となります。教育内容充実事業は車借り上げ料の減額となります。特別支援学級のスポーツ交流会、市内音楽会、学習発表会などが今年度は実施されません。当初予算より減額しております。

**○石田教育総務課長** 教育総務課分について説明します。補正予算書2ページ、3ページになります。教育費国庫補助金の小学校費補助金のうち、学校施設環境改善交付金は6月補正した旭小学校・栄小学校のトイレ便器の洋式化、床の乾式化に係る交付金について内定を受けられなかったため、減額補正するものです。県に確認したところ、県内で内定を受けたものは、大規模改造（空調）のみでした。

次に教育債の義務教育施設整備事業債のうち、環境衛生設備整備事業債は、6月補正した旭小学校・栄小学校のトイレ便器の洋式化、床の乾式化に係る国庫補助金の内定を受けられなかったため、減額補正するものです。

次に小学校費の学校管理費のうち、学校管理運営事業（小学校）の修繕料は、中曽根小学校の教室照明設備、旭小学校、栄小学校の給水管の修繕などを行うものです。また、漏水や雨漏りによる床板の剥がれなど学校配分予算では対応出来ない緊急的な修繕費として計上します。

次に中学校費の学校管理費のうち、学校管理運営事業（中学校）の修繕料は、南中学校の廊下天井や東中学校体育館放送設備などの修繕を行うものです。また、小学校費と同様、学校配分予算では対応出来ない緊急的な修繕費として計上します。

**○岩上生涯学習課長** 生涯学習課所管分について説明します。2ページ、3ページになります。教育使用料のうち社会教育使用料こちらが減額となっております。内訳としては公民館使用料及び地区センター使用料の減額となっております。こちらにつきましては、臨時休館をした都合上減額となっております。6ページ、7ページになります。社会教育総務費でございます。こちらについても減額となっております。市民文化祭運営交付金こちらが実行委員会により文化祭の中止が決定しましたので交付金を減額させていただいております。続きまして公民館費でございます。まず需用費、修繕料でございます。こちらにつきましては、新型コロナ感染防止対策といたしまして、中央公民館、平沼地区公民館、美南地区公民館それぞれ和式トイレの洋式化、あるいはトイレの床の乾式化をさせていただく修繕料となっており、国の臨時交付金の対象となっております。続きまして委託料、測

量委託料でございます。こちらにつきましては、中央公民館南側でございます土地を、新たに駐車場へ整備するために駐車場用地の測量をさせていただき、隣接する地権者に土地の区分けを明確にするために杭打ちをさせていただくものです。次に工事請負費でございます。原状回復工事費でございます。こちらの内容ですが、公民館東側に駐車場がございます。こちらの駐車場につきましては地権者の方より、ここ数年農地として返還をしていただけないかと申し出がある中で、毎年駐車場としてこれまで駐車場としてお借りしていたところでございます。このところで南側の駐車場整備につきまして南側の駐車場地権者とのお話も進めることができましたので、東側の駐車場につきましては地権者の希望通り農地として返還する工事費用を計上させていただきました。続きまして地区センター費でございます。地区センター施設管理事業のうち修繕料として計上しております。こちら公民館の修繕料と同様に感染防止対策の一環としてトイレの床の乾式化、あるいは蛇口をプッシュ式に変える改修工事にかかる修繕料となっております。続きまして市民交流センター費でございます。需用費としまして消耗品費と修繕料がございます。消耗品費につきましては、図書館でございます学習室内のテーブルにアクリル板の仕切りを設置するための消耗品費を計上しています。修繕料につきましては公民館、地区センター同様に感染防止対策としてトイレの洋式化あるいは床の乾式化修繕料でございます。また、おあしすミーティングルームと市民活動サポートセンターのエアコン室外機の調子が悪いので、利用者の方にご迷惑をかけないように修繕料も計上しております。続きまして役務費のうち通信運搬費でございますが、この後工事費にLAN設備工事費を計上しておりますが、市民交流センターおあしす内のWi-Fi通信の整備を予定しております。こちらが工事請負費のLAN設備工事費となっており、Wi-Fi設備通信にかかる通信料もあわせて計上させていただいております。次に委託料の施設管理委託料でございますが、こちらは使用料につきまして公民館あるいは、地区センターの歳入を減額させて頂いておりますが、市民交流センターおあしすにつきましては、指定管理料を算定する際、見込まれる使用料などの歳入及び支出のバランスを見ながら指定管理料を積算し、指定管理者にお支払いをしているところでございます。その中で臨時休館により使用料が全く入っていないという状況を受けまして、現在の指定管理料では運営が難しいという状況がありますので、臨時休館に係る使用料減額分とあわせ、昨年度見込んでおりました指定管理料の精算分として光熱水費など150万円近くの請求がございましたので、そちらも含めての総額が委託料となっているところでございます。工事請負費につきましては先程ご説明いたしましたWi-Fi通信整備にかかる回線を引かせていただく工事費となっております。オアシス内には15箇所のアクセスポイントを設置いたしましておあしす全館でWi-Fi通信ができ



るような工事を行いたいと思っております。続きまして備品購入費でございます。管理用備品購入費でございますが、こちらは図書館のカウンター内にブックトラックという移動式の本棚を設置いたしまして、返却のあった本を消毒前と消毒後に適切に管理ができるよう購入させていただくものです。以上でございます。

○戸張教育長 （質疑及び意見を許可する発言）

○戸張教育長 （採決の宣告・採決）

ご異議なしと認めます。したがって、第34号議案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10、第35号議案「令和元年度吉川市一般会計歳入歳出決算の認定について」

○戸張教育長 （議題の宣告及び説明を求める発言）

○馬場副部長兼学校教育課長 第35号議案「令和元年度吉川市一般会計歳入歳出決算の認定について」説明します。本案につきましては、9月定例市議会に市長から提出される令和元年度吉川市一般会計歳入歳出決算の認定のうち、教育に関する事務に係る部分について、提案するものです。

決算書1ページ目になります。はじめに、歳入は、予算現額41億9058万5千円に対しまして、収入済額が41億5227万6千263円です。次に、歳出は、予算現額59億9347万2千円に対しまして、支出済額が59億2439万4千991円で、不用額が6907万7千009円となっております。なお、詳細は、各担当課長から説明します。

○馬場副部長兼学校教育課長 学校教育課について説明します。2ページ、3ページになります。歳入ですが学校教育課に関わる歳入につきましては県支出金の教育費県補助金となります。ご覧になっていただき、さわやか相談員配置事業補助金、スクールサポートスタッフ配置事業補助金、こちらのスクールサポートスタッフにつきましては学校に配置されている事務支援員に対する補助金でございます。中学校スポーツ指導者活用事業費補助金、こちらは中学校の部活動の指導者に対する補助金という形になります。昨年度は市内2校において6名の指導者が活動していただきました。

続いて歳出でございます。次に9ページになります。大きなもののみご説明させていただきます。外国語教育推進事業、こちらの委託料でございますが語学指導助手派遣 委託料こちらは各学校に配置されております ALT の配置に係る委託料でございます。昨年度は5名のALTが活動していただきました。続きまして教育内容充実事業 こちらも学校教育課では額が大きいものとなります。10ページ、11ページになります。臨時職員の賃金とい

うことでございますが、各学校に配置されております特別支援員などの賃金ということでございます。次に学校保健授業です。各学校医、産業医、学校薬剤師といった方々の報酬となります。13ページになります。様々な検査委託料がございますが、小中学校で行われます健康診断及び教職員の健康診断にかかる費用の予算となっております。17ページになります。少年センターにかかる費用でございます。大きなものと致しましては、健全育成活動授業こちらにつきましては、現在少年センターで活躍していただいている教育相談員あるいは補導員、適応指導教室の指導員の方が他の報酬ということですので。23ページになります。教科書改訂授業小学校ということで需用費の中で副読本上がっておりますが、副読本の費用及び教科書及び指導書代につきましては道徳の指導書、委託料については社会科副読本、小学校の中学年で「よしかわ」社会科副読本を活用しているので作成委託料となっております。学校教育課は以上です。

**○石田教育総務課長** 教育総務課分について説明します。歳入について説明します。決算書2、3ページになります。国庫負担金の中学校費負担金の公立学校施設整備費国庫負担金については、吉川中学校建設工事の全体出来高の一部を国からの負担金として、校舎分2億82万8千円、屋内体育館分4605万6千円の歳入があったものです。次に公立学校施設整備費国庫負担金（通次繰越）につきましても、吉川中学校建設工事の全体出来高の一部を国からの負担金として、校舎分2億82万8千円、屋内体育館分4605万6千円の歳入があったものです。

次に国庫補助金のうち、小学校費補助金の冷房設備対応臨時特例交付金（繰越明許）については、小学校の空調設備一式の購入費の一部として歳入があったものです。次に中学校費補助金の学校施設環境改善交付金につきましては、吉川中学校武道場建設費の一部として歳入があったものです。次に冷房設備対応臨時特例交付金（繰越明許）については、東中、南中、中央中学校の空調設備一式の購入費の一部として歳入があったものです。次に学校施設環境改善交付金（通次繰越）につきましては、吉川中学校武道場建設費の一部として歳入があったものです。

次に歳出について説明します。決算書6、7ページになります。教育総務費の教育委員会費のうち、教育委員会運営事業については、教育委員会会議は定例会議を12回、臨時会議を1回開催しました。上程議案数は41件あり、全て可決されました。総合教育会議は、6回開催しました。内容は不登校児童生徒への支援・対策のほか、いじめに関する重大事案ICT教育環境の整備、アウトリーチ支援事業について会議を行いました。次に学校給食センター分について説明します。決算書12、13ページになります。昨年度は186日、6,540名、小学生が4,440名、中学生が2,100名の児童生徒に給食

の提供を行いました。なお、アレルギー対応食として、卵除去食を14名に、乳除去食を3名、卵・乳除去食を5名に提供しました。また、第三者によるモニタリング業務委託の結果をみますと、順調に業務が行われ、重大事故を発生させないよう細心の注意が払われた運営がされているとの評価でした。施設・整備の不具合や食中毒などにより給食を停止せざるを得ない事故などは起こっておりませんので、良好な運営が行われたと考えております。

次に決算書18、19ページページになります。小学校費の学校管理費のうち、管理運営事業（小学校）の学校施設修繕料については、北谷小の高圧受電設備、旭小、美南小学校の消防設備など106件の修繕を行いました。次に仮設校舎借上料の内訳は、美南小学校の14教室分として3052万800円、栄小学校の4教室分として209万2800円です。次に用地購入費は、吉川中央土地区画整理事業による学校保留地を購入したもので、栄小学校校庭の一部（384㎡）になります。次に学校施設整備事業（小学校）の学校施設整備工事費は、中曽根小学校通級指導教室の整備及び美南小学校中庭支柱マットの設置を行いました。次に空調設備導入事業（小学校）（繰越明許）の空調設備購入費は、8小学校の空調設備一式の購入費になります。

次に決算書22、23ページページになります。教育振興費のうち、教育振興事業（小学校）の扶助費、要保護準要保護児童援助費補助金は、389件の児童に援助を行いました。また、特別支援教育就学奨励費補助金は、78名の児童に援助を行いました。次に中学校費の学校管理費のうち、学校管理運営事業（中学校）の学校施設修繕料については、東学校体育館のトイレ修繕、中央中学校プール汚水ポンプ漏電修繕など55件の修繕を行いました。

次に決算書24、25ページページになります。仮設校舎借上料は、南中学校の4教室分です。次に用地購入費は、吉川中央土地区画整理事業による学校保留地を購入したもので、中央中学校校庭の一部になります。次に学校施設整備事業（中学校）の学校施設整備工事費は、中央中学校防球ネット設置工事及び南中学校駐輪場解体工事を行いました。次に開校準備事業（中学校）は、吉川中学校の開校に当たり必要な消耗品や図書を購入を行いました。次に空調設備導入事業（中学校）（繰越明許）の空調設備購入費は、東中、南中、中央中学校の空調設備一式の購入費です。

次に決算書26、27ページページになります。教育振興費のうち、教育振興事業（中学校）の扶助費、要保護準要保護児童援助費補助金は、372名の児童に援助を行いました。また、特別支援教育就学奨励費補助金は、57名の児童に援助を行いました。次に中学校建設事業のうち、学校施設整備工事費、25億2883万8280円、中学校建設事業（通

次繰越)のうち、学校施設整備工事費、2億5582万120円は、吉川中学校建設工事に関わる水道整備工事や建築工事、電気設備工事、機械設備工事の費用です。

○**岩上生涯学習課長** 生涯学習課です。2ページ、3ページになります。使用料及び手数料のうち教育使用料、社会教育使用料でございます。こちらは公民館使用料、地区センター使用料、行政財産目的外使用料になってございます。行政財産目的外使用料とは各施設内の自動販売機及び電話ボックス設置使用料となっております。教育費の県補助金のうち社会教育費補助金でございますが、放課後子ども教室推進事業費補助金ということで県から事業費の2/3補助でございます。

4ページ、5ページになります。雑入の内、文芸よしかわの頒布代、公共ホール音楽活性化事業助成金、芸術イベント入場料など生涯学習事業絡みの雑入がございます。寄付金の関係で教育費寄付金の内、社会教育費寄付金でございますが、こちらにつきましては演劇公演にかかる寄付金として頂戴したものを計上したものでございます。

続きまして歳出でございます。歳出につきましては28ページ、29ページになります。社会教育総務費、生涯学習事業につきましては役務費、負担金補助及び交付金につきましては例年通りでございます。社会教育推進事業費につきましては、需用費、印刷製本費でございますが、文芸よしかわの印刷製本でございます。また委託料の欄にございます演奏者派遣委託料につきましては、生音コンサートにかかりますオペラ歌手の派遣にかかる委託料となっております。

30ページ、31ページになります。人権教育推進事業につきましては、例年通り人権セミナーなどの実施による支出となっております。文化財保護費、文化財保護事業でございます。文化財保護事業につきましては報酬としまして文化財保護審議委員報酬となっております。この事業のうち、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料につきましてはすべて郷土資料館にかかる支出となっております。市史編さん事業につきましても市史編さん委員報酬を計上させていただいております。需用費のうちの印刷製本費でございますが、昨年度はトミカの創業者であります富山栄一郎物語リーフレットを1万部制作しました印刷製本費を計上させていただいております。公民館費にまいります。公民館施設管理事業でございます。需用費、施設修繕料でございますが、エレベーターの改修及び会議室の床の張替え、雨どいの改修について計上させていただいております。

34ページ、35ページになります。社会教育推進事業、委託料でございますが、照明操

作委託料につきましては演劇公演にかかる照明技術者を派遣いただいた際の委託料を計上させていただきます。地区センター費でございます。施設修繕料についてご説明させていただきます。空調設備の改修工事を大きく計上させていただいているほか、駐車場の区画線の引き直し、トイレの照明修繕などがございます。最後に、市民交流センターおあしす管理事業でございます。昨年度指定管理者の選考委員会を設け、今年度からの指定管理者を選定させていただきました。選定にかかります報償費を受託法人選考委員会委員報酬、受託法人先行監査委員報償として計上しております。施設修繕料こちらも施設の改修でございます。多目的ホールの照明の交換や読書室の防水修繕など各施設の修繕について支出をしております。生涯学習課は以上でございます。

○中島教育長職務代理者 少しお話をさせていただきますが、先ほどもお話ししましたが、時間が限られておりますのでこの後総合教育会議が予定されております。私たちはしっかりと質問したいと思えますし協議をしたいと考えております。事務局からは2時間で終わると聞いておりましたので、教育委員会の後に総合教育会議を開くことを了解しました。本日の内容ですと時間をかけて一つ一つじっくり協議していく必要があると思えますし、それぞれ委員の意見もあると思えます。時間をしっかり確保していただきたいと思えます。今後は教育委員会の日程と総合教育会議の日程は別日にさせていただきますよう、よろしくお願ひします。以上でございます。

○戸張教育長 (質疑及び意見を許可する発言)

○戸張教育長 (採決の宣告・採決)

ご異議なしと認めます。したがって、第35号議案は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11、「その他」

○戸張教育長 (議題の宣告及び説明を求める発言)

○石田教育総務課長 次回の教育委員会につきましては令和2年10月25日金曜日午後3時から吉川市役所会議室にて予定しております。

○中島教育長職務代理者 総合教育会議についてですがこれから参加させていただきますが、しっかりと理解して意見を言いたいと思っています。今後は事前学習会などを設けて頂ければありがたいです。

◎閉会の宣告（午後3時30分）

○戸張教育長 以上で本日の議事日程は、すべて終了しました。これで、令和2年第9回吉川市教育委員会会議を閉会といたします。閉会にあたりまして、中島教育長職務代理者よりごあいさつをお願いします。

○中島教育長職務代理者 たくさんのご意見皆さん大変お疲れ様でした。また、ありがとうございました。

令和2年8月28日 第9回 吉川市教育委員会

吉川市教育委員会会議規則第24条第2項の規定により署名する。

令和2年9月25日

教 育 長

教育長職務代理

委 員

委 員

委 員

付議された議案等の処理結果

令和2年第9回吉川市教育委員会会議

議案等番号	件名	議決結果
—	会議録の承認について	承認
第29号議案	学校歯科医の解任及び委嘱について	可決
第30号議案	吉川市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について	可決
第31号議案	吉川市立小中学校服務規程の一部を改正する規則について	可決
第32号議案	業務量の適切な管理等に関する規則	可決
第33号議案	学校における働き方改革基本方針（吉川市版）	可決
第34号議案	令和2年度吉川市一般会計補正予算（第5号）について	可決
第35号議案	令和元年度吉川市一般会計歳入歳出決算の認定について	可決